

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年7月21日

京都市長 門川大作

京都市規則第36号

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「京北農林業振興センター等」を「京北・左京山間部農林業振興センター等」に改め、同条第1項中「京北農林業振興センター」を「京北・左京山間部農林業振興センター」に改める。

附 則

この規則は、令和3年7月26日から施行する。

(行財政局人事部人事課)